



令和5年度 藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金事業
地域経済の活性化を図るため、市内施工業者に発注する

店舗・事業所・住宅のリニューアル工事費用の
一部を補助します！ （契約・着工前の工事が対象）

◆申請期間・方法

2023年7月25日（火）から8月25日（金）（消印有効）までに郵送

◆申請区分及び補助金額 ※申請件数が募集件数を超えた場合は抽選となります。

申請区分（対象物件）	工事金額	補助金額	募集件数
① 店舗・事業所	30万円以上（消費税抜）	15万円	100件
② 住宅（申請者の所有に限る）	20万円以上（消費税抜）	5万円	100件

◆提出書類

書類名	詳細
(1) 申請書	市ホームページからダウンロードまたは産業労働課、各市民センター・公民館にて配布
(2) 工事見積書の写し	市内施工業者発行のものであって申請時点で有効な見積書であること
(3) 対象物件の写真	建物外観及び工事部分現況（着工前）の日付入りカラー写真
(4) 未納がないことの証明書	申請受付開始日(7/25)以降に本市が発行した納税証明書
(5) 法人所在証明書	法人本店以外の支店・事業所等を工事する法人のみ（申請区分①「店舗・事業所」のみ）
(6) 確定申告書類の写し	直近のもの。個人事業主のみ（申請区分①「店舗・事業所」のみ）

※本補助事業は(4)「未納がないことの証明書」や(5)「法人所在証明書」を取得する際に手数料免除の対象となる制度に該当します。税制課（本庁舎4階）または各市民センターで証明書を取得する際、申請書に支援制度名「**リニューアル補助金**」、提出先「**産業労働課**」と記入してください。

◆補助対象者及び補助対象要件

共通	<ul style="list-style-type: none"> 市税の滞納がなく必要な申告義務を履行していること 対象物件について本市の他の補助制度等を利用していないこと 市内施工業者によって行われる工事であること（市内の所在地が記載された見積書及び領収書が発行されること） 		
① 店舗・事業所	<ul style="list-style-type: none"> 市内に主たる事業所を有する中小企業者 市内の店舗・事業所（開業予定含む）のリニューアル工事を行う方 	② 住宅	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住民登録のある方 申請者が所有しかつ居住している市内の住宅のリニューアル工事を行う方

◆注意事項

- 補助金交付要綱及び補助金対象工事一覧を必ずご確認の上申請をお願いします。
- 補助金交付決定（2023年9月頃予定）後に契約・支払・着手する工事を対象とします。**2024年2月29日（木）までに工事を完了し、かつ同日までに完了届兼実績報告書及び補助金交付請求書**を提出してください。
- 交付決定した事項（申請者、対象物件等）については変更できません。交付決定を受けた本人が交付請求できなくなった場合や転居・相続等により要件を満たさなくなった場合は交付決定が取消になります。
- 大規模小売店舗及びそのテナント、風営法に規定されている事業を営む店舗、事業用賃貸住宅は対象外です。

◆申請書の郵送先及び問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎8階
藤沢市産業労働課 商業・総務担当
電話 0466(50)3530
メール fj1-indus@city.fujisawa.lg.jp

市ホームページはこちら



詳しくは…

インターネット上で「令和5年度 藤沢市 リニューアル補助金」と